

韓国における良心的兵役拒否

——その問題性と権利否定の論理——

三浦大樹

(慶熙大学)

1. 序論

良心的兵役拒否とは一般に宗教的信条や平和思想などを理由に国家による強制的な兵役義務あるいは特定の戦争状況への参加などを拒否する行為を言い、古くはアメリカ南北戦争でのクエーカー教徒による兵役拒否がその先例として知られている。またそれを自己の道義的正義感に基づき、特定の政策を拒絶する市民的不服従の一形態として見るならば、その歴史はなお古い。ところが、良心的兵役拒否が基本的人権として国際的に問題化したのはつい最近のことである。その権利が国連人権委員会ですべて初めて承認されたのが1987年、同権利の「マグナ・カルタ」とも呼ばれる決議案が採択されたのが1998年、これを根拠に各国の報告が集積され、本格的な議論が始まったのは2000年代に入ってからのことである⁽¹⁾。

韓国における状況もその例外ではない。同問題は約70年の歴史を持つにもかかわらず、社会問題化したのは2001年以降である。その最初の発生は1939年、日本での「灯台社事件」と関連し、38名のエホバの証人信徒がその宗教的信条を理由に、兵力動員命令を拒否した事件だと言われている(韓洪九 2003: 293-314)。その後、1948年制定の憲法にて全ての国民に対する「国防の義務」が明記され、1949年制定の兵役法により18歳以上全ての男子に対する兵役義務が法制化された。これに対しエホバの証人信徒たちは1969年、85年、92年に信教および良心の自由に基づく兵役拒否行為の妥当性を裁判所に訴えてきた。しかし、大法院(最高裁判所)は「宗教的教義を理由に法律が規定する兵役の義務を拒否することは、憲法が保障する宗教と良心の自由に属するものではない

い」と、一貫してその権利を否定してきた⁽²⁾。こうして長らくの間、宗教的・良心的信念を貫く多くの若者が抗命罪や兵役法違反により起訴され、1年半から3年の懲役に処されてきた。2001年以降ようやく同問題が社会的に注目され始めたが、今だにその権利は否定されたままである。

同問題は、その韓国における社会問題としての重要性のみならず、政治、法律、宗教、行政等にわたる幅広い問題を凝縮している点に検討の意義があると言え、現代韓国社会に対するより深い理解や洞察を提供する可能性のある事例と考えられる。本稿ではそのような可能性を念頭に置きつつ、その一部としての政治的側面に議論を限定し、同問題をめぐって近年展開された論争、裁判、立法試行などの政治過程の概要を描写することを目的とする。その際、以下に先行研究からの課題として示されるように、国防と人権の背反関係に端を発した同問題に対し、近年、社会の多様なアクターが公共的な政策議論に関与し、民主的な政治過程を経たにもかかわらず、権利が否定され続けてきた背景に注目する。

2. 先行研究とその問題点

同問題は日本国内での韓国研究ではほとんど論じられていないが⁽³⁾、韓国国内での研究的関心は非常に高い。関連する研究のうち、政治学の観点から論じたものを研究意図に即して大きく2つのタイプに分類し、それぞれの問題点を指摘すると次の通りである。

最初のタイプは良心的兵役拒否とは何かという思想的な問題提起から始まり、それが韓国の兵役制度、広くは民主主義の現実はどう関係するのか

を論じる規範的意図を持ったものである（金斗植 2002; 2007a; 2007b、イナムソク 2004、ナダルスク 2007、韓洪九・パクノザ 2008）。大局的な問題意識に立ち、結論的に何らかの政策的提案や評価を目指す研究と言えるが、その権利が韓国社会において否定され続けてきた背景のためか、その問題解決こそ韓国民主主義が成熟するための課題として批判的に論じるものがほとんどである。イナムソクは権利否定の背景を韓国社会の内面に根付く軍事主義や画一性にあると論じ（イナムソク 2004: 8, 105-111）、金斗植もまた、権威主義体制下における人権弾圧の歴史を重視する観点から「良心的兵役拒否者に対する民間代替サービスと非戦闘員サービス制度の導入は韓国民主主義の水準を飛躍的に高める重要な転換点になるだろう」と指摘する（金斗植 2008: 158）。また彼によれば、良心の自由に対する規範的研究は出尽くした一方、具体的な政策的研究は未だ他国の制度を紹介する程度に留まっているという（金斗植 2008: 157）。

このような研究は現代韓国民主主義の質的側面を問う試みとして意義はあるが、次のような問題性が指摘できる。第一に民主主義の水準や成熟という概念が抽象的・論争的であること、第二に、より重要なこととして、それをどのように定義するにせよ、実際に権利が認められなかった現実については、結局、その否定的な理由や背景のみが強調されがちなことである。大局的観点に立つが故、結果的に、同問題の展開過程における複雑な内情への考察が軽視されてしまうと指摘できる。

次のタイプは、同問題の政治過程に関与する個人や利益集団、政治家や政府などの諸アクターを分析単位とし、彼らの関係や力学、意識調査や賛否両論の内容的整理などを通して、問題の全体像を把握・説明することを意図した研究である（アンギョンファン・ジャンボクヒ 2002、国家人権委員会 2002; 2004、金柄烈・李在承 2004、ソンヨンジョン 2004、イソクウ 2005、兵務庁 2008a、ジョンヨンピョン他 2008）。これら大部分が問題の全般的な整理に尽力する反面、公共的な政策過程の分析モデルを活用したジョンヨンピョンらの研究は独特なものである⁽⁴⁾。彼らの研究は、衝突する政治的信念を単位とし、それに影響を与える

外部要因として、南北関係や韓国内での言論自由化、政権交代、人権意識の向上などを設定することで、同一の政治的信念を共有し公共的な政策議論に関与するアクター間関係の形成とその変化を大まかに説明する点で優れている。しかし、それら外部要因は抽象的に設定されるのみであり、具体的かつ細部の論争の変化を説明するのに限界があることは本人らの指摘するところである（ジョンヨンピョン他 2008: 1225-1226）。同問題において政治的信念が衝突することや南北関係が影響すること等は自明であり、実際に諸アクターはそれらに関する主張を何度もぶつけ合ってきた。南北関係等を理由に人権がたやすく蹂躪されたことに反論してきたことが同問題の歴史であり、そのような理由や背景が韓国社会に根付く軍事主義や権威主義として解釈され、前述したような民主主義的観点からの批判的研究が出て来たわけである。したがって、公共的議論の分析モデルを持ち出す研究意義は、外部要因をどう設定するにせよ、その現代的な議論を通して特定の要因が重視された背景をもまた権威主義や軍事主義に還元することは果たして妥当なのか、公共的な議論から特定の政策が形成される他の論理やメカニズムを発見・導出することはできるのかにあると言えるだろう。実際の政治過程に即し、どのような特徴を持つ論理が公共的議論を実質的にリードしてきたのかを詳細に検討することがこのタイプの研究における課題として指摘できる。

上記のような先行研究の流れから、現段階では国防政策の中で良心の自由をどう実質的に保障するかに関する具体的な政策的研究と共に、上記2つのタイプの接点、つまり同問題における政策決定の論理をより詳細に分析し、それを「民主主義的観点」から再度位置づける課題が重要な焦点となっていると要約できる。以下、本稿ではこの後者に関する問題意識を中心に、同問題の概要およびその政治過程を整理する。

3. 韓国における良心的兵役拒否問題の概要

兵役法（1993年改正）によれば満18歳以上の男性は義務的に徴兵検査を受け、兵役の種類が割

表1 2007年度徴兵検査結果概要

現役兵	補充役	第2国民役	兵役免除	再検査	合計
282,260名 (90.2%)	19,670名 (6.3%)	6,257名 (2.0%)	940名 (0.3%)	3,668名 (1.2%)	312,95名 (100%)

(出所) 兵務庁 (2008b: 110)。

り当てられる。例として、2007年度徴兵検査の結果は(表1)のようであった。「補充役」とは個人の志願および兵力需給状況などにより、軍隊とは異なる公益公務要員や産業技能要員などに配属された者で、一般に「特例制度」または「一般代替服務制度」と呼ぶ。「第2国民役」および「兵役免除」は主に身体的理由や個人的資質(学歴、犯罪歴等)により、前者は通常時、後者は通常時および戦時の兵役が免除される。良心的兵役拒否とは現役兵と補充役に該当する者がまず義務的に課せられる4週間の軍事訓練を拒否することから始まる。

その実際の発生人数は(図1)の通りである。年間200から800名に至る良心的兵役拒否者は入隊者全体の0.1%から0.2%に過ぎない。さらにこれは身体的理由等による兵役免除や志願による補充役よりも少ない。これが示すところは、良心的兵役拒否者はまさに極少数であることと、より多くの者がその他の理由や不正手段で兵役を避ける中、「良心」を貫く少数者のみが実刑判決を受け続けてきたというアイロニーである。

最近5年間の良心的兵役拒否者の詳細は(表2)の通りである。その99%はエホバの証人信徒である。韓国におけるその信徒数は一説に8-9万人程度と言われ、周知の如くキリスト教が盛んな韓国において、彼らは宗派的にも少数派に当たる。したがって、同問題は特定宗派の行為とも見られがちな問題に他宗派や他宗教、政府、政治家、市民団体がどう対応するのかという課題を内包している。また、最近ではエホバの証人以外の宗教信者や「反戦主義者」が兵役を拒否したことにより、事態はより複雑になった。処罰に関しては2000年までは抗命罪により懲役3年、2001年からは兵役法違反として扱われ、15年に短縮したが、ほぼ全員に実刑判決が下される点は変わっていない⁽⁵⁾。

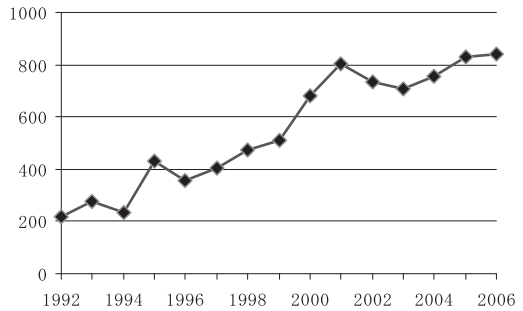


図1 近年における良心的兵役拒否者の人数推移

(出所) 国家人権委員会 (2006: 108)、国防部 (2007: 8)。

表2 最近5年間(2002-2006)における良心的兵役拒否者(3761名)の詳細

拒否時期	入隊前3750名、現役服務中10名、予備軍1名
該当兵役	現役兵拒否3452名、補充役拒否309名
事由	宗教的理由3737名、非宗教的理由(平和主義など)24名
宗教・宗派	エホバの証人3729名、安息教(SDA)5名、仏教2名、カトリック1名

(出所) 国防部 (2007: 8)。

次に、問題の法的構図を整理すると(図2)の通りである。当初は兵役拒否当事者と国防部と間の問題であったが、国防部が彼らの主張に一切応じない態度を見せた結果、彼らは社会的議論や裁判、国家人権委員会や国会議員などへの訴えを通し、兵役法の違憲性またはその実質的な保障政策である代替服務制度の導入を主張してきた。争点は兵役義務を規定した兵役法第3条およびその義務不履行に対する処罰規定である同法第88条の違憲性、そして同条項を改善し、代替服務制度を導入する場合、憲法第39条の国防の義務や同11条の法の下での平等などをどう解釈するかなどである。

これに対し、諸機関によって行われた一般国民の世論動向を概観すると(図3)の通りである。反対意見が多数を占めていることが特徴であろう。このことは同問題が少数者の死活的利益に対する多数者の無関心というよくある構図ではなく、少数者に対する多数者の積極的反対というハード・ケースであることを示している。

最後に、主要行為者とその立場を整理する(表3)。最も積極的に関与するのは両陣営に分裂したキリ

良心的兵役拒否権の保障根拠	良心的兵役拒否権の制限根拠
憲法第19条（良心の自由） 全ての国民は良心の自由を有する。 憲法第20条（宗教の自由） 全ての国民は宗教の自由を有する。	憲法第37条（自由権の制限） ②国民の全ての自由及び権利は国家安全保障、秩序維持又は公共の福利により、必要な場合に限り、法律により制限される。しかし、その場合においても自由及び権利の本質的内容を侵害することはできない。 憲法第39条（国防の義務） ①全ての国民は法律が定めるところにより国防の義務を負う。
共通関連事項	
憲法第10条（人間の尊厳・幸福追求権） 全ての国民は人間としての尊厳及び価値を有し、幸福を追求する権利を有する。国家は個人の持つ不可侵の基本的人権を確認し、これを保障する義務を負う。 憲法第11条（法の下平等） ①全ての国民は法の下に平等である。何人も性別・宗教または社会的身分により、政治的・経済的・社会的・文化的生活の全ての領域において差別を受けない。	

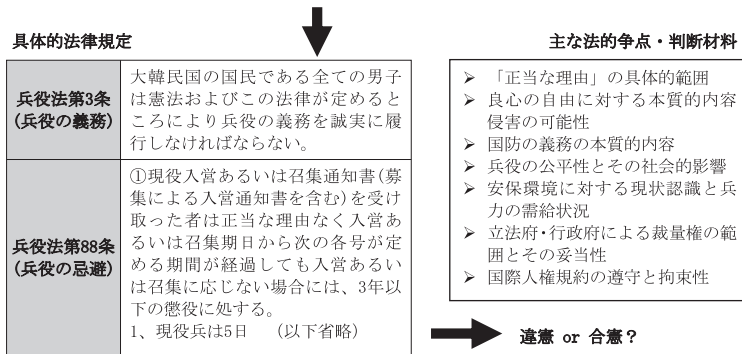


図2 良心的兵役拒否問題の法的構図（憲法および1993年度改正兵役法）
（著者作成）

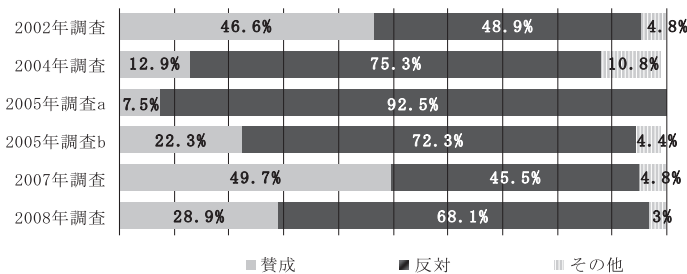


図3 良心的兵役拒否権の認定・代替服務制度導入に対する世論動向

（注・出所）それぞれの世論調査は同様の趣旨ではあるが設問の内容が異なるため、以下に詳述する。2002年調査「宗教的理由による兵役拒否者に対し、代替服務を課すことについて」（張永達 2002: 59）。2004年調査「良心的兵役拒否者に対する無罪判決について」（『朝鮮日報』2004年5月25日）。2005年調査a「信念による兵役拒否に対する立場について」（国家人権委員会 2005: 254）。2005年調査b「良心的兵役拒否者に対する代替服務制度の導入について」（韓国国防研究院 2005: 15）。2007年調査「宗教的（信念的）理由による兵役拒否者に対し、懲役刑ではなく社会服務を課すことについて」（韓国国防研究院 2007: 131）。2008年調査「宗教的理由等による兵役拒否者に対し、軍入隊の代わりに社会服務を課すことについて」（兵務庁 2008c: 2）。

スト教団体である。一方は良心的兵役拒否当事者およびその支援者であり、他方は教義の名の下に兵役拒否することを認めない、いわゆる保守キリスト教団体である。この対立を軸として、民間団体はもちろん、政党や裁判所、政府（国防部）の

内部もまた両陣営に分裂する。エホバの証人を異端とみなすキリスト教団体と安保の強化を至上命令とする保守勢力による、いわゆる「安保・異端同盟」を組むグループに対し、人権擁護を掲げる一部市民団体および彼らと密接に関わる一部国会

表3 良心的兵役拒否権（代替服務制度）をめぐる主要行為者

賛成派	反対派
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 良心的兵役拒否当事者（エホバの証人信者、その他宗教信仰者、平和主義者、受刑者家族等） ▶ 宗教団体（韓国キリスト教教会協議会人権委員会） ▶ 民間団体（良心による兵役拒否権の実現および代替服務制度改善を目指す連帯会議、民主社会のための弁護士集い、戦争無き世界等） ▶ 一部国会議員（林鍾仁、魯会燦、良心的兵役拒否者のための代替服務制度を推進する国会議員集い） ▶ 憲法裁判所（反対意見） ▶ 国防部（2006年－2007年） ▶ 国家人権委員会 ▶ 知識人（韓洪九、李在承、金斗植等）⁽⁶⁾ 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 宗教団体（韓国キリスト教総連合会、韓国キリスト教軍宣教連合会） ▶ 民間団体（在郷軍人会、ニューライト全国連合、韓国自由総連盟等） ▶ 与野党（執行部） ▶ 憲法裁判所（多数意見） ▶ 国防部 ▶ 知識人（金柄烈、諸成鎬等）⁽⁷⁾
（中立的立場）大韓弁護士協会、韓国国防研究院	

（著者作成）

議員がリードするグループとの対決が形成されてきた。一方で、国内外の法的検討を重ね、一貫して賛成の立場を支持してきた国家人権委員会や、中立的立場から討論の場を積極的に提供する大韓弁護士協会等が論争の展開を促進してきた。また、これらいくつもの組織に重複して登場し実質的プレーンとなってきた数名の知識人がいる。彼らの内、賛成派では韓洪九が、反対派では金柄烈がその先鋒として挙げられる。これら主要行為者が近年どのように議論を重ねてきたのかを以下に整理する。

4. 議論の展開と権利否定の論理

（1）社会問題化：2001年－2004年

良心的兵役拒否が社会問題化した契機は2000年7月に台湾が代替服務制度を導入したことと、2001年初頭から雑誌「ハンギョレ21」が問題を告発し始めたことが挙げられる⁽⁸⁾。それらを背景に2001年3月に民主党張永達・千正培両議員は代替服務制度の導入を検討し始めた。これが報道されるや、韓国キリスト教総連合会は声明文を発表し、「エホバの証人信者に対する特別待遇」「国家の存亡を危うくする」と法案を非難した（『国民日報』2001年6月4日）⁽⁹⁾。

金斗植によれば2001年までの議論の特徴とし

て、兵役拒否を続けるエホバの証人信者は国家安保に反対する少数者であると同時に、主流キリスト教から敵視された異端としての少数者、つまり「二重の少数者」であったため、権威主義体制下においてはもちろん、民主化以降においても支援の手が伸びなかったことを挙げている（金斗植 2008: 141-142, 148）。少数派であるエホバの証人とそれを排斥しようとする二重の勢力の結合、つまり「安保－異端同盟」との対立が同問題の根本的な構造を形成してきた（ジンサンボム 2006）。2001年に同問題は突如社会問題化したが、上記の言動に見られるように、その発端においてもやはりこのような構造上の対峙から始まったと言える。

同年11月に新設された国家人権委員会はまさにその業務初日、良心的兵役拒否者家族から陳情書を受け付けた。引き続き12月17日には仏教信者であり、市民運動家であるオテヤンが同様に陳情書を提出し、良心的兵役拒否を宣言した。これはエホバの証人信者以外によるケースとして社会的に大きく注目され、何人かの大学生が彼に続き兵役拒否を宣言した（『東亜日報』2001年1月13日）。このような動向を受け、ソウル地方裁判所南部支院は2002年1月29日、「現行兵役法には良心的兵役拒否に対し何ら例外的規定を置かず、それを処罰することは基本権を保障する憲法規定に抵触する可能性がある」「今や韓国においても

良心的・宗教的兵役拒否者に対して憲法的に検討すべき段階がきた」とし、市民団体らが提訴した兵役法に対する違憲審査を受理する決定をした⁽¹⁰⁾。これは社会を大きく刺激し、翌2月、参与連帯を始めとする36の市民団体は「良心による兵役拒否権の実現および代替服務制度改善を目指す連帯会議（以下、「連帯会議」とする）」を発足させた（『東亜日報』2002年2月5日）。韓国キリスト教教会協議会人権委員会や大韓弁護士協会などは討論の場を提供し、賛否両論の衝突は大きく注目された（『韓国日報』2002年2月19日⁽¹¹⁾）。議論が拡大するや国防부는「なぜ兵役拒否を認めないのか」との寄稿を国防日報に掲載し、政府の意思を明確に表明した（『国防日報』2002年3月19日⁽¹²⁾）。

2004年4月19日、第60回国連人権委員会において徴兵制を実施する各国は良心的兵役拒否権を認め代替服務制度を導入すべしとの勧告が採択された⁽¹³⁾。韓国はその委員国でもあったため、この影響は大きかった。5月21日、ソウル地方裁判所南部支院は兵役拒否で起訴されたエホバの証人信徒3名に対し無罪を宣告した⁽¹⁴⁾。判決文では国連人権委員会の決議案にも触れ、「兵役を拒否した行為がまさに良心上の決定であり、良心的自由という憲法的保護の対象足り得ると十分に判断できる場合、これは兵役法の定める“正当な理由”に該当する」とし、事件発生の経緯と彼らの言動を詳細に検討した結果、「被告人はその誠実な良心上の決定により兵役義務を拒否した」と判断した。この判決は再び大きな波紋を呼んだ。ウリ党の林鍾仁議員は良心的兵役拒否権の認定と代替服務制度の関連法を国会に提出する意向を示し、ハンナラ党の宋永仙議員は安保および社会全体に対する悪影響を理由に積極的に反対する意思を表明した（『韓国日報』2004年5月23日）。韓国キリスト教総連合会や韓国教会言論会など保守キリスト教団体は「エホバの証人は国家と政府をサタンの組織と見る異端」「彼らの兵役拒否は良心ではない」「国家の安泰と秩序のために共に努力することは宗教的信念を持つ国民として当然の道理」と非難し（『国民日報』2004年5月25日）、韓国自由総連盟も機関紙を通じて「国民皆兵制の基礎秩序が崩壊し、国家存亡の危機に陥る」「兵役

拒否は国家共同体を拒否する非良心的行為」「人間としての基本的良心と道徳心を欠いた行為」と非難した（『自由新聞』2004年6月3日⁽¹⁵⁾）。一方、連帯会議は5月24日に記者会見し、新たな市民運動の開始とこれまで検討してきた兵役法改善方案を発表した⁽¹⁶⁾。

無罪判決の一週間後に他の地方裁判所において同様の事件に有罪判決が下され、司法的混乱が生じたが、結局7月、大法院は有罪を確定する最終的な判決を11対1で下した⁽¹⁷⁾。判決の主要な部分は「兵役義務が満足に履行されず国家安全保障が成立しなければ国民の人間としての尊厳価値も保障できないことは火を見るより明らかであり（中略）被告人の良心的自由がこのような憲法的法益に優越するとは言えない」とする、従来通りの規範的優劣の比較を通して「安保」の価値を重く見る判断論理であった。被告人の弁護に総勢77名の弁護士が名を連ねた一大裁判でもあったが、これで無罪判決に続く一連の混乱はひとまず收拾し、翌8月に開廷する憲法裁判に全ての関係行為者の注目が集まった。

(2) 憲法裁判：2004年8月

憲法裁判は権利救済に関する最終的な制度的手続きであり、同時に憲法解釈に関する最高権威である。したがって、その判断が同問題の行方を大きく左右することは言うまでもない。良心的兵役拒否者を処罰してきた根拠である兵役法第3条および第88条に対し、憲法裁判所がどのように判断したのかが注目される。

判決は合憲7名（多数意見）、違憲2名（反対意見）であった⁽¹⁸⁾。多数意見が法廷意見を構成することになるが、後で見ると、この反対意見は裁判後に良心的兵役拒否支持者が再度問題提起するための論拠となった点で、議論の流れに重要な役割を担ったものと見られる。ここでは両意見を対照することで、憲法裁判所の判断における本質的な論理を探ってみる。以下に、両意見が、1) 「国防の義務」および「良心の自由」をどのように捉え、2) 問題の本質をどのように規定し、3) どのような結論を下したのかを抜粋する⁽¹⁹⁾。

多数意見（合憲判断）

- 1) 憲法第19条の良心の自由とは個人に対して兵役義務の履行を拒否できる権利を付与するものではない。良心の自由とはただ国家に対し、できる限り個人の良心を考慮し保護するよう要求する権利に過ぎず、良心上の理由により法的義務の履行を拒否したり、法的義務の代わりに代替義務の提供を要求できる権利ではない。
- 2) この事件の違憲性の判断は「立法者が代替義務制度の導入を通して兵役義務に対する例外を許容したとしても、国家安保という公益を効率的に達成することができるのか」という問題に帰結する。
- 3) 代替義務制度を導入するためには南北平和共存の定着、兵役義務期間の改善を始めとする兵役忌避の原因除去、良心的兵役拒否に対する理解と寛容の拡大等の先行条件が満たされ、(中略)社会的統合は乱されないとの社会共同体構成員の共感が形成されなければならない。

現段階において代替義務の導入は困難であると見た立法者の判断は著しく不合理でも明確な間違いでもない。(中略)しかし、立法者は良心の自由と国家安保という法益の葛藤関係を解消し、両法益が共存できる方案はあるのか、国家安保という公益の実現を確保しながらも兵役拒否者の良心を保護する代案はあるのか、韓国社会が良心的兵役拒否者に対して理解と寛容を見せるほどに成熟したのかどうかを真摯に検討しなければならない。

反対意見（違憲判断）

- 1) 国防の義務は兵役法による軍務に従事する事等、直接的な執銃兵力形成義務に限定されず、その公平性は必ずしもこの事件の法律条項による兵役義務履行の強制および処罰によって達成されるものではない。

良心的兵役拒否は国家共同体に対する義務回避を意図した行動ではないにも関わらず、兵役忌避により刑事処罰されることの被害は甚大である。(中略)兵役拒否の宗教や信念を家族が共有する多くの場合、父子が代を超えてまたは兄弟が順次に処罰されることが家族に与える不

幸は見過ごすことはできない。

- 2) この事件の違憲性の判断は(中略)良心実現の自由を理由とする例外を認めたとしても国防に支障は無いが、議論されている代替義務制度はその否定的波及効果を防止し、兵役義務の平等性問題を解消できる適切な代案か、そしてこれらが認められる場合、立法者はそのための最小限度の努力をしてきたかによる。

民主主義の意思決定構造では多数者と異なる考えを持つ、いわゆる「少数者」の声に耳を傾け、これを尊重することが憲法の基本理念たる不可侵の基本的な人権および民主的基本秩序の核心的要素である。少数者である良心的兵役拒否者の信念を尊重し、彼らをできる限り受け入れることが社会を成熟させ行く道であると信じる。

- 3) 良心の保護と兵役の公平性を同時に解決できる代案は理論的に可能であり、多くの国では良心的兵役拒否を認めると同時に、効果的に徴兵制を維持している。

立法者はこの事件の法律条項によって具体化された兵役義務の履行を強制しながら、社会的少数者である良心的兵役拒否者の良心の自由との深刻かつ長期の葛藤関係を解消し調和を図るための最小限度の努力を怠ってきたと判断される以上、彼らに一律的に兵役を強制し刑事処罰を加える範囲においては、この事件の法律条項は違憲を免れない。

両者には判断の積極性に明確な違いも見て取れる一方、その言わんとする趣旨は概ね一致している。裁判後の論争に大きな影響を及ぼしたのもこの両意見の実質的な一致部分、つまり、良心の自由と国防の義務との調和を模索するよう立法者に要求したことである。法廷意見たる多数意見においても、兵役法自体は合憲とする一方、立法者に何らかの改善を要求したため、実質的にこの裁判において合憲・違憲の結果は重要ではなく、憲法裁判所の立場は次のように一つに要約できる。国家安保という公益実現のために、現段階において代替義務制度の導入は困難であるとすることは著しく不合理でも明確な間違いでもないが、少数者である良心的兵役拒否者の信念を尊重し、両憲法

価値を調和させるための最小限の努力を開始することが社会をより成熟させ行くこと。ここにおける判断論理のエッセンスは衝突する両憲法価値に対する政策的努力による調和を目指すことであり、価値の共存と調和を制度的に図ろうとする点で、自由主義的な論理であると言える。

(3) 議員立法と国会公聴会：2004年－2005年

憲法裁判の判決は迅速に受け止められた。ウリ党国会議員を中心に「良心的兵役拒否権を支持する国会議員の集まり」が結成され、兵役制度改善に関する法案作成が始まった。彼らは直ちに公聴会を開いて議論を深め、法案は1ヶ月後には提出された⁽²⁰⁾。

議論の流れに関してこの法案が持つ重要な点は次の3つである。まず、良心的兵役拒否者が社会福祉施設での業務に転換配置されるよう「社会服務要員制度」を提案したこと。次に、その根拠たる良心性を判定する「良心的兵役拒否判定委員会」を考案したこと。これは政府、専門家、市民団体等により構成される合議体での判断、つまり、その社会的信頼性や公共性を活かそうとするアイデアであった。最後に、そのような制度を導入すべき理由付けとして、「彼らに強制的に兵役の義務を履行させたとしても、彼らの思想あるいは信念を考慮するならば、戦闘状況における実際の任務遂行に関して期待できない」ことが明記された⁽²¹⁾。これは良心の自由の普遍的価値を根拠としてきたこれまでの議論とは一線を画し、国防政策の効果や効率性といった意味での政策的合理性をその判断論理としたものと言える。法案はしばらく留保されたが、2005年3月17日、国会国防委員会公聴会での議題に上った。

公聴会では法案全般に関して参考人として賛成派3人、反対派3人が招致された⁽²²⁾。以下に彼らの意見を対照し、彼らが議論の流れをどのように認識し、主張を展開したのかを観察する。1) 法案の妥当性をどう見るか、2) 法案の実効性あるいは副作用をどう見るか、3) 結論的に、法案を一つの代案として、良心的兵役拒否の問題解決において何が望ましいのかの順に、両陣営の主張を要約する⁽²³⁾。

賛成派（社会服務制度の導入を支持）

1) 憲法裁判所の判決では形式的には良心的兵役拒否権は否定されたが、その全体的趣旨や反対意見を考慮する場合、裁判所は代替服務制度の導入をむしろ支持する立場である。

国防の目的は平和であり、平和に対する貢献手段は兵役の義務だけではない。

ヨーロッパやアメリカでは第二次大戦中やベトナム戦争中に制度が導入されたことは事実である。台湾でも代替服務制度の運営に成功した。良心的兵役拒否をめぐる国際的動向の中で韓国の状況は特に劣悪であり、制度の導入は急ぐべきである。

2) 法案では良心的兵役拒否者に対し、兵役より困難かつ長期的な社会服務を要求しているため、その導入による兵役忌避の増大や現役兵の士気低下などは防止できる。また、現役兵の士気は良心的兵役拒否者を刑事処罰することによって維持・向上するものではなく、国防の義務に対する軍全体の問題である。

3) 具体的には現行の代替服務制度を合理的に整備し、公益公務要員に対する割り当ての一部を良心的理由による兵役拒否者のためのクォーターとして設定し、4週間の軍事訓練だけを除外することが適切である。

反対派（社会服務制度の導入への不支持）

1) 韓国は安保環境に関する特殊な事情があり、対地雷条約など他の国際条約にも参加できないのが現実である。軍の技術的先端化と兵力削減によって代替服務へ回す人数を増大すればよいという主張も陸軍中心の韓国の安保体制下では不可能である。

国防の義務を広く解釈し社会服務を正当化することは妥当ではない。一般国民は兵役義務後も8年間の予備軍義務もあるため、結局公平性の問題が生じる。また、兵役以上に困難な社会的業務であるならば、それを実行すること自体も良心の自由に反するのではないか。

2) 国防予算が年々削減される状況で、判定委員会の運営予算は承認できない。公益公務要員も縮小するのが現在の国防政策の方針であり、代

替服務の枠を拡大する余地は無い。

特定の宗教信者の主張を兵役拒否の理由として認め、他の宗教や他の信念に対して代替服務を認めない場合、結局、特定宗派に対して特権を与えることになる。また、エホバの証人信徒に対して社会服務を認めたとしても、韓国における大多数の社会福祉施設は他の宗教団体によって運営されているため、宗教的な理由による彼らの勤務はむしろ歓迎されない。

- 3) 兵役制度に関してより重要な問題は昨今の兵役逃れの蔓延に対し、制度を改善して国防の義務を強化することである。特例制度の廃止や心身欠落者および女性に対する義務の負荷など、国防の義務をより強化すべきであり、良心的兵役拒否者の保護は場違いな議論である。

法案の妥当性に関しては従来の論点が繰り返された上、その実効性に関しては財政的問題や社会福祉機関での宗教的差別等、新たな問題も指摘された。全体的には反対派の方が要点を鋭く突いたこともあり、公聴会後の国会国防委員会小委員会にて法案は進展無しに係留される結果となった(金斗植 2008: 156)。

しかし、ここで注目すべきは、法案の核心の一つであった「判定委員会」やその公共的役割について、また、憲法裁判で繰り返し主張された憲法価値の調和についてはほとんど触れられなかったことと、それに反し、賛成派・反対派共に現行の兵役制度にはその公平性や効率性に関し問題があるため、これを合理的に改善すべきという次元においては実質的に見解を共有したことである。もちろん、彼らの意図する合理的改善は内容的には相容れないわけであるが、良心的兵役拒否の是非に対し、政策的な「合理性」を基準的論理とする主張が徐々に議論の流れの中心を占めてきたことが指摘できる。

(4) 国防部の方針転換：2006年－2008年

議論はしばらく足踏みを続けたが、変化は意外なところからやってきた。2006年3月の韓国WBCベスト4進出や韓流スターの軍入隊などを背景に、スポーツ、芸術、科学分野の人材に対し

兵役を免除すべきとの要求が関連公共団体から国防部に提出され、同時に、芸能人やスポーツ選手等、いわゆる「社会関心層」の不正な兵役逃れの問題が積もりに積もった結果、国防部はそれらを総合的に検討するため、2006年4月に「代替服務制度研究委員会」を立ち上げた(国防部 2006: 102-108)。良心的兵役拒否問題はそこでの議題の一つとして取り上げられたのである。委員会は軍、宗教、体育、芸能、法曹、メディア、市民等、幅広い分野の識者により構成され、その作業結果として国防部は2007年7月10日、「兵役制度改善推進案」を発表した。同案では「例外の無い兵役義務」を大目標とし、公益公務要員や産業技術要員などの特例制度を段階的に廃止し、それを合理的に縮小・統合した形で社会福祉・保健医療・環境保護の3分野に携わる社会服務制度を新設することが盛り込まれた(国防部・兵務庁 2007)。続く9月18日、国防部は同案の細部を詰める形で、宗教的理由等による兵役拒否者を社会服務制度の適用対象とする方針を明確にし、「人権保護のための合理的な代案」であり「兵役拒否権を認定するのではなく、国民的合意を踏まえた上で、社会服務制度内の一分野として許容するもの」とその理由付けを明記した⁽²⁴⁾。つまり、諸問題を抱えた兵役制度に対する合理的改革の一環として良心的兵役拒否の実質的保障が上げられたのである。言い換えれば、不正に悪用されてきた特例制度を縮小し、スポーツ、学術、そして宗教以外の一切の事由による兵役免除は認めないとの線区分の明確化によって、兵役逃れの防止や現役兵力の維持といった兵役制度の効率性向上を意図したのであった。

重要なことは連帯会議やエホバの証人信徒たちはこの方針発表を社会的問題化して以来の快挙として歓迎したことである(『ハンギョレ』2007年9月19日)。彼らは直ちに公聴会を開き、権利自体が否定されたことに多少の憂慮を表明するも、一日も早いその政策実施を望むことが大方の流れであった⁽²⁵⁾。

しかし、翌2008年7月4日、国防部は同方針の再検討を発表した。その理由は「少数者保護の次元で肯定的に検討してきたが、未だに国民的合

意が得られていない」ことであった（『文化日報』2007年7月4日）。国防部は再検討の作業として同年9月と11月に世論調査を実施した。9月に行われた専門家集団（国会議員、弁護士、大学教授等）対象の調査では制度導入に対し賛成（58%）が反対（40%）を上回った⁽²⁶⁾。しかし、一般国民を対象とした11月の調査では68.1%が反対し、その理由として「兵役義務に例外を認めてはいけない（43.1%）」「兵役の公平性に問題が生じる（22.4%）」ことが挙げられた⁽²⁷⁾。これを受けて国防部は2008年12月24日、ブリーフィングを通し「国民的合意を前提とする原則に変わりはないが、宗教的信念による兵役拒否者に対する代替服務は時期尚早であり、現段階では受け入れられない」と、方針を白紙撤回する旨を発表した（『ハンギョレ』2008年12月25日、『国防ニュース』2008年12月26日）⁽²⁸⁾。

これに対し、連帯会議を始めとする市民団体が猛反発したことは言うまでもない。「2007年以降の世論では賛成論が優勢であったのに、なぜここに来て、たった一度の世論調査を根拠に政策をひっくり返すのか」との参与連帯関係者のコメントのように（『ハンギョレ』2008年12月25日）、国防部の判断は世論調査の意図的な活用として非難を浴びた。これに対する国防部の返答および良心的兵役拒否問題に対する今後の対応などは未だ提示されておらず、今後の展開となる。

5. 結論：良心的兵役拒否をめぐる議論の流れと今後

以上、近年の政治過程の概略を議論の流れに注目しながら描写してきた。それを要約し、同問題の今後の展開とのつながりを指摘すると次の通りである。

良心的兵役拒否者およびその支援者と「異端－安保同盟」との対立に端を発した社会的論争の段階では「国防の義務」と「良心の自由」の規範的優位関係が争点であった。憲法裁判の段階では、良心的兵役拒否権はやはり規範的に否定されるものの、その最小限度の政策的努力によって権利を実質的に保障すべきとの自由主義的な論理が共有

された。国会および国防部での議論に至っては実戦における作戦遂行の効果性や、少数者への配慮、兵役逃れの防止等の問題と関連付けられ、賛否両論は政策的合理性の脈絡において論じられてきた。兵役制度に関する異なる内容の政策的主張が共通して合理的との名の下に提示され、それに比べ、権利自体が否定されたことに対する規範的主張は重要視されなくなった。国防部の最後の方針転換に至っては、自らが合理的政策として推進してきた計画に対し、一般国民の世論を根拠にそれを白紙撤回した。それに対する関連団体の反発もまた専門家集団の世論を根拠とするものであって、結果的には両者ともに、国防や人権に関する規範性よりも、世論を主張の根拠とする点では同じであった。

このような議論の流れから、同問題の今後を展望するならば、すでに問題提起されている世論の扱い方の問題は直ちに争点に上るのであろう。国防部は一般国民の世論を重視したとはいえ、専門家世論を背景に、国会および社会において再び法改正が訴えられる可能性は十分にあり、その際、多少の変動は起きたとしても、異なる世論をどう扱うのかは避けて通れない論点となる。また、この論点の延長線上には次のような問題が生じる。大多数の国民世論では兵役制度の公平性を根拠に代替服務制度に反対するのに対し、これまでの国会および国防部の制度改善案は作戦遂行や少数者保護、兵役逃れの防止等を目的とする合理的なものとして主張されてきた。政策的次元での合理性と国民的次元での公平性が内容的に衝突した場合、どう解決できるのかが問題として浮上する。

先行研究に関して金斗植が指摘したように、今後の研究はより具体的な政策的議論へと向くことが考えられる。確かに、良心的兵役拒否判定委員会や非戦闘業務等、重要な解決策として提案されながらも全く深められていない政策案は多数ある。今後、これらに関する研究や議論が進展することで上記の問題に対する何らかの解決の糸口が見つかるか、さもなければ再び「良心の自由」と「国防の義務」の規範性に訴えかける対立に後戻りする可能性も否定はできない。

〈参考文献〉

市川ひろみ 2007. 『兵役拒否の思想——市民的不服従の理念と展開』東京：明石書店。

金斗植 2008. 「日暮れて途遠し」徐勝監修、金津日出美・庵道由香編『現代韓国民主主義の新展開』東京：御茶の水書房、141-162 ページ。

寺島俊徳 2004. 『市民的不服従』東京：風行社。

韓洪九（高崎宗司訳）2003. 『韓洪九の現代韓国史——韓国とはどういう国か』東京：平凡社。

国家人権委員会 2002. 『한국내 양심적 병역거부의 인정여부에 관한 이론적·실증적 연구』.

—— 2004. 『양심·종교의 자유를 침해하는 법령과 관행의 개선에 관한 연구』.

—— 2005. 『2005년 국민인권의식조사 정량보고서』.

—— 2006. 「양심적 병역거부권 및 대체복무제도에 대한 권고」『국가인권위원회 공보』(2006.2.15) 제 4 권 제 1 호, pp. 103-120.

国防部 2006. 「국방정책자료집」.

—— 2007. 『병역이행 소수자 사회복무편입 추진방안』.

国防部・兵務庁 2007. 『병역제도 개선 추진계획』.

国会事務処 2005. 『제 252 회 국회국방위원회 회의록』 제 3 호 (国会『회의록시스템』(<http://likms.assembly.go.kr/record>), 2009 年 6 月 30 日アクセス)。

金斗植 2002. 『칼을 쳐서 보습을』서울: 뉴스앤조이.

—— 2007a. 『평화의 얼굴』서울: 한영문화사.

—— 2007b. 「양심에 따른 병역거부 70 년의 회고와 전망」『인권과정의』 제 367 호, pp. 43-58.

金炳烈 2002. 「종교적 신념에 의한 병역거부자들에게 대한 대체복무요구의 부당성」『인권과正義』 통권 309 호, pp. 45-50.

金炳烈・李在承 2004. 「양심적 병역거부에 대한 찬반논쟁」『고시계』 제 569 호, pp. 131-159.

나달숙[ナダスク] 2007. 「양심적 병역거부 해결방향」서울대학교 『법학연구』 제 24 집, pp. 1-33.

兵務庁 2008a. 『종교적 사유 등에 의한 입영거부자 사회복무체계 편입 방안 연구』.

—— 2008b. 『2007 년도 징병검사결과』.

—— 2008c. 『‘종교적 사유 등에 의한 입영거부자’의 대체복무제에 대한 여론조사』(http://www.mma.go.kr/kor/s_news/press/press01/1206294_1360.html), 2009 年 9 月 25 日アクセス。

손용정 [ソンヨンジョン] 2004. 『양심적 병역거부자의 대체복무에 관한 연구』서울: 국가보훈처.

신윤동욱 [シンユンドンウク] 2001. 「차마 총을 들 수가 없어요」『한겨레 21』 2001.2.15, 제 345 호, pp. 28-29.

張永達 2002. 『우리나라 병역제도의 실패와 인식』장영탈 의원실.

정영평 외 [ジョンヨンピョン他] 2008. 「소수자로서 ‘양심적 병역거부자’와 옹호집단간 정책갈등 분석」『한국행정논집』, 제 20 권 제 4 호, pp. 1209-1229.

諸成鎬 2004a. 「병역거부 무죄판결: 양심적 병역거부는 국가공동체 거부하는 비양심 행위」『자유공론』 제 447 호, pp. 18-23.

—— 2004b. 「양심적 병역 거부는 헌법상 불가능하다」『법무』 제 58 호, pp. 14-16.

진상범 [ジンサンボム] 2006. 「한국사회 양심적 병역거부에 대한 국가와 종교의 대응」『종교문화연구』 제 8 호, pp. 198-218.

안경환·장복희 [안경환·장복희] 2002. 『양심적 병역거부』서울: 사람생각.

이남석 [이남석] 2004. 『양심에 따른 병역거부와 시민불복종: 병역거부권과 사회적 소수자 문제에 대한 정치철학적 접근』서울: 그린비.

이석우 [이석우] 2005. 『양심적 병역거부: 2005 년 현실진단과 대안모색』서울: 사람생각.

李在承 2005. 「양심적 병역거부권과 대체복무제」『민주사회와 정책연구』 통권 7 호, pp. 265-286.

韓國国防研究院 2005. 『병역 관련 현안에 대한 조사연구』.

—— 2007. 『국방에 대한 국민 의식 조사』.

憲法裁判所 2004. 『헌법재판소판례집』 제 16 권 제 2 집 (상).

한홍구·박노자 [韓洪九·박노자] 2008. 『총을 들지 않는 사람들』서울: 철수와영희.

Paul A. Sabatier ed. 1999. *Theory of the Policy Process*, CO.: Boulder, Westview Press.

〈인터넷사이트〉

国防部 『업무분야별자료』 [業務分野別資料] (<http://www.mnd.go.kr/Info>), 2009 年 9 月 25 日アクセス。

国防部 『국방뉴스』 [國防ニュース] (<http://www.mnd.go.kr/news>), 2009 年 9 月 25 日アクセス。

国防部 『사회복무제도』 [社會服務制度] (<http://www.mnd.go.kr/policyFocus/reform/society/index.jsp?submenu=3>), 2009 年 9 月 25 日アクセス。

国会 『의안정보시스템』 [議案情報システム] (<http://likms.assembly.go.kr/bill>), 2009 年 6 月 30 日アクセス。

大法院 『종합법률정보』 [綜合法律情報] (<http://glaw.scourt.go.kr>), 2009 年 6 月 30 日アクセス。

양심에 따른 병역거부권 실현과 대체복무제 개선을 위한 연대회의 [良心による兵役拒否権の実現および代替服務制度改善を目指す連帯會議] (<http://www.corights.net>), 2009 年 6 月 30 日アクセス。

平和人權連帯 (<http://peace.jinbo.net>), 2009 年 6 月 30 日アクセス。

韓國言論財團 『KINDS』 (<http://www.kinds.or.kr>), 2009 年 6 月 30 日アクセス。

憲法裁判所 (<http://www.ccourt.go.kr>), 2009 年 6 月 30 日アクセス。

United Nations. *The Official Document System of the United Nations* (<http://documents.un.org>), 2009 年

9月1日アクセス。

- (1) 国連人権委員会 1987年第46号決議 (E/CN.4/1987/L.73, 1987/46) ; 1998年第77号決議 (E/CN.4/1998/L.93, 1998/77)。決議の原文は United Nations. *The Official Document System of the United Nations* を参照。良心的兵役拒否の概念および国際的展開に関しては寺島 (2004)、市川 (2007) を参照。
- (2) 判例の日付と事件番号は 1969.07.22. 69 ㉔ 934; 1985. 07.23. 85 ㉔ 1094; 1992.09.14. 92 ㉔ 1534。大法院、憲法裁判所および下級裁判所の判例全文は大法院『総合法律情報』で閲覧可能。
- (3) 邦語に訳された研究としては韓洪九 (2003)、金斗植 (2008) がある。
- (4) Sabaitier, Jekins-Smith らの主導する「アドボカシー連合フレームワーク (advocacy coalition framework)」を適用し、政策変動の説明を意図した点で独特である。同分析モデルでは政策に対する「信念」と「資源」の共有によって形成されるアドボカシー連合の戦略によって政策変動が起こると説明する (Sabaitier ed. 1999)。
- (5) 量刑に関しては複雑な時代背景がある。1950年代には安息教徒に対して懲役6ヶ月あるいは執行猶予の付いたこともあった。その後、朴正熙政権以降は兵役に対する厳格な措置により法定最大限の懲役2年が定着し、1994年以降は軍刑法の改正により3年刑が宣告された (金斗植 2008: 143-148)。
- (6) それぞれの代表的研究としては李在承 (2005)、金斗植 (2007a)、韓洪九・パクノザ (2008)。
- (7) それぞれの代表的研究としては金柄烈 (2002)、諸成鎬 (2004b)。
- (8) 特に記者シンユンドンウクによる少数者問題の特集記事が社会問題化の契機として挙げられる (シンユンドンウク 2001)。
- (9) 以下、すべての新聞記事は韓国言論財団の新聞記事データベース『KINDS』の収録記事に基づく。
- (10) ソウル地方法院南部支院 2002.01.29. 2002 초기 54 違憲提請申請。
- (11) 大韓弁護士協会主催の討論会の発表および討論内容は『人權斗正義』제 309 권 (2002年5月) に掲載されている。
- (12) 国防部が発表した理由を要約すると以下の通りである。
 - 1 良心的兵役拒否の実践により兵力維持が困難になること。
 - 2 兵役拒否権の認定は憲法精神に反すること。
 - 3 その認定によって民主的基本秩序を害する行為が醸成される恐れがあること。
- 4 国民皆兵の原則が崩れること。
- 5 一貫性のある兵役拒否者の選抜基準の設定が困難であること。
- 6 兵役拒否が拡散する恐れがあること。
- 7 現役兵の士気低下につながる事。
- 8 他国においてその権利が保障されているからといって、安保環境が異なるそれら国家とは単純に比較できないこと。
- (13) 国連人権委員会 2004年第54号決議 (E/CN.4/2004/L.54)。
- (14) ソウル地方法院南部支院 2004.5.21. 2002 고단 3940。
- (15) 自由総連盟のより詳細な批判に関しては諸成鎬 (2004b) 参照。
- (16) 詳細な内容は連帯会議ホームページ「資料室」を参照。
- (17) 大法院 2004.07.15.2004 ㉔ 2965。
- (18) 憲法裁判所 2004.08.26. 2002 헌가 1。
- (19) 判例要旨および本文から抜粋・訳出。判例全文は前述の大法院『総合法律情報』および憲法裁判所ホームページにて閲覧可能。
- (20) 임종인의원 등 22 명, 병역법개정법률안 (2004.09.22 国会国防委員会提出)。内容は国会『議案情報システム』にて全文閲覧可能。
- (21) 前掲資料中“提案理由”。
- (22) 公聴会での参考人は次の6人である。賛成派：韓洪九聖公会大学教授兼連帯会議顧問、ホンヨンイル (홍영일) 兵役拒否による受刑者家族会代表氏、オテヤン (오테양) 良心的兵役拒否者。反対派：金柄烈 国防大学教授、諸成鎬中央大学教授およびニューライト全国連盟顧問、ジョンチャンイン (정찬인) 在郷軍人会安保研究所長。
- (23) 国会国防委員会公聴会での発言内容は国会事務処 (2005)。
- (24) 2007年9月18日発表の国防部報道資料。全文は国防部『業務分野別資料』に掲載されている。
- (25) 連帯会議主催の公聴会 (2007年10月17日) での発表資料参照。公聴会での発表および討論内容は平和人権連帯ホームページ「資料室」参照。
- (26) 兵務庁とソウル大学社会科学研究院が主催した討論会 (2008年10月18日) での報告。
- (27) 2008年12月24日発表の兵務庁報道発表および添付資料、兵務庁 2008c。
- (28) 「宗教的理由」を該当理由から除外したのみであり、社会服務制度自体に関しては方針通りに進行している。制度の全体像に関しては国防部ホームページ「社会服務制度」で詳細に紹介されている。